

令和 3 年 4 月 26 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01293

研究課題名(和文) デジタル・エコノミー時代における単独行為規制の基礎的考察

研究課題名(英文) How should we regulate unilateral conducts by digital platforms?

研究代表者

滝澤 紗矢子 (TAKIZAWA, SAYAKO)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：40334297

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、デジタル・エコノミー時代における競争の観点からの法規制・政策のあり方について、特に市場支配的地位に立つデジタル・プラットフォーム事業者に対する単独行為規制を中心に、EU法(加盟各国法を含む)との比較を中心として基礎的考察を行った。中心となる研究成果として、デジタル・プラットフォーム事業者による個人情報に係るデータの収集・利用に対して競争法上の搾取規制を行うべきであるか、行うとすればどのような理論的課題を解決すべきかについて、欧州と我が国の動向を踏まえつつ、詳細な検討を行い、一定の提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

デジタル・プラットフォームは国民生活に深く浸透し、社会生活に不可欠となりつつあるが、その利用に際してユーザーが取引内容を熟知しているわけではない。また、デジタル・プラットフォームは各分野で独占・寡占化が進展する傾向が指摘されており、競争が働きにくい状況にある。このような状況において、デジタル・プラットフォーム事業者の単独行為について競争法がいかに規制を及ぼし、どのようなエンフォースメントを講じていくかは重要な課題である。本研究は、この点について、比較法研究を通じて、基礎的考察を及ぼすことにより、我が国の規制に対して一定の提言を行ったという意義がある。

研究成果の概要(英文)：This is a basic research on whether and how competition law could regulate powerful digital platforms focusing on their unilateral abusive conducts, comparing EU competition law and policy to Japanese one. Especially, I made a several theoretical proposals in order to accomplish an appropriate regulation in terms of competition on their abusive collection and use of consumer's data by digital platforms.

研究分野：競争法

キーワード：デジタル・プラットフォーム 単独行為 競争法政策 優越的地位の濫用

## 1. 研究開始当初の背景

近年、デジタル技術を用いた新たな事業活動や従来存在しなかったサービスが次々と誕生し、利用者からの支持を得て急速に拡大している。中でも、デジタル・プラットフォーム事業者の台頭は著しい。これにより、従来存在しなかった有用な商品役務の供給、もしくは同種の商品役務であっても安価もしくは便利さを含む高品質での供給が行われており、それ自体は競争政策の観点からも望ましい。一方で、彼らの急速な台頭、もしくはそのビジネスモデル自体に競争の観点から問題はないのか、懸念する声も上がっている。実際、多くの事業分野で、独占もしくは寡占化傾向が認められている。さらには、デジタル・プラットフォームの基礎となるアルゴリズムの機会学習、その前提となる大量の個人に係る情報(ビッグデータ)の収集・利用において、先行事業者が圧倒的に有利であることなどが競争上の問題を内包するものとして、多方面で議論を喚起している。これらが近年急速に発展した経済状況であって、多くの市場における競争のあり方を一変させかねないだけに、まずは現状をできるだけ精確に把握し、ありうる競争上の問題について整理することが求められている。また、本問題については、欧州で先行して議論が進んでいる一方で、我が国における議論はまだ始まったばかりであるため、実際の規制を基礎付ける理論的研究の必要性が高い状況にある。

## 2. 研究の目的

本研究は、デジタル・エコノミー時代における競争法・政策のあり方について、特に単独行為規制に焦点を当てて基礎的考察を行うことを目的とする。デジタル・プラットフォーム事業者が主導する新たな競争局面とその規制という法的関心は、欧州を中心に高まっており、欧米において各種報告書が公表されているほか、欧米、とりわけ欧州では実際にその成果を生かした規制の実例も複数登場している。一方、我が国においては、この問題に対する関心・研究はやや遅れる傾向にあったが、2017年に入って、具体的事案が登場するとともに、関連する報告書が公表され、学説上も議論を呼んでいる。本研究は、上記のような現代における喫緊の課題について、先行して議論が進められた欧米、とりわけ欧州における議論を参照し、これを発展させながら、競争の観点からの規制の是非やあるべき規制のあり方、基礎的検討の視座を提言することを目的としている。

## 3. 研究の方法

まず、本研究に関する我が国の規制動向を整理した。その上で、デジタル・プラットフォーム事業者に対する単独行為規制に対する欧米の先行研究および各国競争当局の調査・報告書等を丹念に読み込み、比較検討した。また、特に積極規制の傾向を示して注目を浴びている欧州の事案に目配りしつつ、欧州委員会公表資料等からその政策的背景を探求した。特に欧州においては、この問題に係る先行研究の蓄積があり、議論も活発であることから、オクスフォード大学法学部ヨーロッパ比較法研究所競争法政策研究センターに半年間在籍し、実地に調査研究を行った。この間、デジタル・プラットフォームと競争をめぐる問題に造詣が深い Ezrachi 教授、ヨーロッパ法との比較法研究を専門とする Haeker 教授(オクスフォード大学)や Nowag 教授(ルンド大学)及び Oxford 大学を来訪する多くの競争法関係の研究者・実務家と継続的に意見交換を行い、

新たな知見を得た。また、イギリスにおいて、複数回、本研究中間報告の機会を得て、有益なフィードバックを得た。本研究課題は世界的広がりを持つことから、これ以外にも日本において、外国の研究者とともにシンポジウムやワークショップで研究報告や意見交換を行うとともに、必要に応じて意見交換を行った。

#### 4．研究成果

第一に、イギリス及び日本で、英語もしくは日本語で、本研究に関する複数の研究報告を行い、主に比較法的観点から議論を喚起することができた。

第二に、複数の論文の公表により具体的成果を発信した。毎年、論文を成果として公表することができたが、集大成となる中心的成果は、「優越的地位の濫用における因果関係 デジタル・プラットフォーム事業者による個人データの取得・利用を中心に」(東北大学法学 85 巻 1 号 1 頁以下掲載予定)である。本論文は、市場支配的地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者による搾取的な個人情報の取得・利用行為について、競争の観点から規制を及ぼす可能性とその議論状況を、ヨーロッパ/ドイツと日本の比較法的観点から丹念に検討した上で、競争法に基づく搾取規制を行うにあたって整備すべき優越的地位の濫用に係る違反要件論として因果関係の精緻化の必要性を具体的に説くものである。これにより、デジタル・プラットフォームに対する競争の観点からの規制可能性を改めて問い直すとともに独禁法の優越的地位濫用規制の違反要件論に対して基礎的かつ重要な提言を行うことができたと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 滝澤 紗矢子	4. 巻 26-1
2. 論文標題 EUにおけるオンライン販売方法の制限に関する規制動向－Coty先決裁定を中心に－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 83 - 104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 滝澤 紗矢子	4. 巻 85-1
2. 論文標題 優越的地位の濫用における因果関係 デジタル・プラットフォーム事業者による個人データの取得・利用 を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学（東北大学）	6. 最初と最後の頁 1-
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 滝澤 紗矢子	4. 巻 40
2. 論文標題 景表法と優越的地位の濫用に対するエンフォースメント－CMAの規制動向を参照して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝澤 紗矢子	4. 巻 841
2. 論文標題 最近の事例から見る優越的地位濫用規制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝澤 紗矢子	4. 巻 1552
2. 論文標題 デジタル・プラットフォーム運営事業者同士の企業結合	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Sayako Takizawa
2. 発表標題 Exploitative Abuse Regulations on Data Collection and Processing by Digital Platforms: EU-Japan Comparative Legal Studies
3. 学会等名 Oxford IECL Lunchtime Seminar Series (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sayako Takizawa
2. 発表標題 Whether and How Competition Law Should Regulate Powerful Digital Platforms? : Data Collection, Use and Processing
3. 学会等名 Queen's University Competition law Guest seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TAKIZAWA Sayako
2. 発表標題 "Data collection and processing and regulations of abusive conduct: The Facebook decision by Bundeskartellamt"
3. 学会等名 International Workshop on Platform and Competition Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	Oxford University IECL			
英国	Queen's University			